

## 徳島県規則第六十号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十四年徳島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「政令」という。」を削る。

第十七条の十第一項中「（様式第二十六号の二十二）」を「（様式第二十六号の二十五）」に改め、同条第二項中「（様式第二十六号の二十三）」を「（様式第二十六号の二十六）」に、「（様式第二十六号の二十四）」を「（様式第二十六号の二十七）」に改め、同条を第十七条の十一とする。

第十七条の九第一項中「（様式第二十六号の十九）」を「（様式第二十六号の二十二）」に改め、同条第二項中「（様式第二十六号の二十）」を「（様式第二十六号の二十三）」に改め、同条第三項中「（様式第二十六号の二十一）」を「（様式第二十六号の二十四）」に改め、同条を第十七条の十とする。

第十七条の八の次の一条を加える。

（乳児等通園支援事業開始届等）

**第十七条の九** 社会福祉法第六十九条第一項の規定による乳児等通園支援事業の開始の届出は、乳児等通園支援事業開始届（様式第二十六号の十九）により行わなければならない。

2 社会福祉法第六十九条第二項の規定による乳児等通園支援事業に係る変更又は廃止の届出は、乳児等通園支援事業変更届（様式第二十六号の二十）又は乳児等通園支援事業廃止届（様式第二十六号の二十一）により行わなければならない。

様式第二十六号の二十四中「（第17条の10関係）」を「（第17条の11関係）」に、「出たる」を「出たる」に、「ので、」を「ので、」に改め、同様式を様式第二十六号の二十七とする。

様式第二十六号の二十三中「（第17条の10関係）」を「（第17条の11関係）」に、「出たる」を「出たる」に、「ので、」を「ので、」に改め、同様式を様式第二十六号の二十六とする。

様式第二十六号の二十二中「（第17条の10関係）」を「（第17条の11関係）」に、「あつては、」を「あつては、」に、「ので、」を「ので、」に、「出数」を「出数」に、「出数」を「出数」に改め、同様式を様式第二十六号の二十五とする。

様式第二十六号の二十一中「（第17条の9関係）」を「（第17条の10関係）」に、「あつては、」を「あつては、」に、「ので、」を「ので、」に改め、同様式を様式第二十六号の二十四とする。

様式第二十六号の二十中「（第17条の9関係）」を「（第17条の10関係）」に、「出たる」を「出たる」に、「ので、」を「ので、」に改め、同様式を様式第二十六号の二十三とする。

様式第二十六号の十九中「（第17条の9関係）」を「（第17条の10関係）」に、

「あつては、」を「あつては、」に、「ので、」を「ので、」に、「世数」を「世数」に、「齋」を「齋」に改め、同様式を様式第二十六号の二十二とする。  
様式第二十六号の十八の次に次の三様式を加える。

第 号  
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

電話番号

乳児等通園支援事業開始届

乳児等通園支援事業を開始したので、社会福祉法第 69 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 条例、定款その他の基本約款
- 3 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 4 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 5 事業開始の年月日

第 年 月 日 号

徳島県知事 殿

住 所  
氏 名  
〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕  
電話番号

乳児等通園支援事業変更届

次のとおり乳児等通園支援事業について変更したので、社会福祉法第 6 9 条第 2 項の規定により届け出ます。

1 変更の内容

| 変 更 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---------|-------|-------|
|         |       |       |

2 変更の理由

3 変更年月日

第 号  
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所  
氏 名  
〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕  
電話番号

乳児等通園支援事業廃止届

乳児等通園支援事業を廃止したので、社会福祉法第 69 条第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 廃止の理由
- 2 利用していた者に対する措置
- 3 廃止年月日

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の児童福祉法施行細則の様式に相当する改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。